

横浜市 I C T 活用工事試行要領について Q & A

令和 4 年 3 月

【第 3 条】

- Q 1 試行対象工事は、工種と適用範囲について記載があるが、記載以外の工種や適用範囲の場合は、試行対象外か。
- A 1 要領第 3 条に記載されている工種や適用範囲以外の工事でも、受注者から I C T 活用の提案があり、受発注者で協議を行い、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される場合は、I C T 活用工事の試行対象とすることができます。

【第 4 条】

- Q 2 試行対象工事は全て「受注者希望型」とあるが、I C T 施工を前提とした発注（発注者指定型）は要領の適用外となるのか。
- A 2 試行要領の適用外となります。発注者指定型の場合、基準・設計変更・成果品・工事成績評定等の規定は特記仕様書等で明示します。

【第 5 条】

- Q 3 I C T 活用に関する施工計画書はいつ提出するのか。
- A 3 試行対象工事は、協議を行ったうえで、I C T 活用工事施工前に施工計画書を提出してもらいます。設計者は、施工計画書の内容に基づいて I C T 活用に対して設計変更を行います。

【第 6 条】

- Q 4 施工管理・検査において国土交通省が定める I C T 活用工事に関する技術基準や実施要領を準用とあるが、従来の方法ではいけないのか。
- A 4 国土交通省が定める技術基準や実施要領を準用することを原則としますが、請負人との協議により、従来の施工管理手法等を採用した場合、従来方法でかまいません。技術基準や実施要領は国土交通省の下記 W E B ページにあります。

■国土交通省「I C T の全面的な活用」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.htm

■国土交通省港湾局のホームページ「港湾における i-Construction」

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

【第 7 条】

- Q 5 設計変更は、土木工事標準積算基準書または第 6 条に示す積算要領を標準とし、それらが適当でない場合は見積等を活用とあるが、適当でない場合とはどのような場合か。
- A 5 例えば土工（掘削）は、5,000 m³未満は全て同じ歩掛であるため小規模の（仮に 1,000 m³程度の）施工について、受注者から I C T 活用の提案があり、協議を行い生産性及び施工時の安全性の向上が期待され、標準積算基準（I C T 施工）では実態と乖離がある場合は、

見積等活用してください。

【第8条】

- Q 6 3次元起工測量及び3次元設計データ等に対して簡易的な確認手法等について協議とあるが、どのような協議か。
- A 6 本市のPCのスペックでは、3次元起工測量及び3次元設計データ等に対して閲覧できない可能性があるため、PDF・ビューワー等で閲覧可能とすることや、検査時に請負人のPCを持ち込んで検査するなどの協議を行ってください。

【その他】

- Q 7 設計変更の手続きについて留意点はあるか。
- A 7 通常的设计変更と同様に、設計変更ガイドラインに基づいて行ってください。
- Q 8 今後、試行対象や規模はどうするのか。
- A 8 本市の試行実績や国や他の自治体の状況を把握しながら検討します。